



未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児が、指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担します。ただし、世帯の所得税額に応じて自己負担額が生じます。

◆ 対象となる方

笠間市に居住し、出生直後に次のいずれかの状態にあり、医師が入院治療を必要と認めた乳児（0歳児・満1歳の誕生日の前々日まで）が対象となります。

ア 出生時の体重が2,000グラム以下の乳児

イ 生活力が特に薄弱で、医師が特に入院養育を必要と認めた乳児

◆ 申請方法

お子さんが入院中に必要書類を添えて、こども政策課の窓口申請してください。
（申請前に、医療機関の窓口で支払いをしたものは養育医療の対象になりません。）

◆ 必要書類

ア 養育医療給付申請書

イ 養育医療意見書（茨城県指定養育医療機関発行のもの）

ウ 世帯調書

エ 健康保険証

（養育医療を受けるお子さんの氏名が入ったもの、または保険者が発行する保険手続中の証明書でも代用可）

オ 医療福祉費受給者証（マル福）

カ 印鑑（スタンプ印不可）

キ 申出書（マル福受給者のみ）

（養育医療の自己負担額を医療福祉費より充当させるための申出書）

ク 同意書（市民税課税状況を市税務担当部署へ照会するための同意書）

※転入者は、前住所地で「市民税（非）課税証明書」を取得してもらう場合があります。

<マイナンバー制度関連>

ケ 窓口に来た方の「個人番号カード」又は「通知カード」と「運転免許証等」

コ 世帯調書に記載されている方全員の「個人番号カードの写し（裏面）」又は「通知カードの写し」

◆ 給付の内容

- ア 診察
- イ 薬又は治療材料の支給
- ウ 医学的処置、手術及びその他の治療
- エ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 移送（特定の場合に限る）

◆ 医療費の支払いについて

- ア 医療機関での養育医療に係る医療費の支払いはありません。ただし、養育医療給付対象外となる費用（オムツ代、ねまき代、差額ベット代等）については、直接医療機関にお支払いください。
- イ 養育医療にかかる自己負担額は、申請から2～3ヶ月後に市から請求させていただきます。「納入通知書」が届きましたら最寄りの金融機関でお支払いください。
ただし、医療福祉費（マル福）を受給している方は、申出書の提出により自己負担額から医療福祉費（マル福）を差し引いた額での請求となります。
- ウ 養育医療受給者の費用徴収額の決定通知に記載された自己負担額（月額）は入院期間に応じた日割り計算となります。

◆ その他

「養育医療券」の有効期間を超える医療の継続、医療機関の変更や保険の変更、市内転居した場合は、届出が必要となります。

問合せ先

笠間市 こども政策課 0296-78-3155

〒309-1734 笠間市南友部 1966-1

（地域医療センターかさま内）